

平成20（2008）年10月15日 決算審査特別委員会

- 1 災害見舞金について
- 2 生活保護行政について
- 3 養護老人ホームのバリアフリーについて

No.46 灰垣委員

重ならない3点と、あと意見を1つ、2つ言わせていただこうかと思っております。

きのう、総務費ではお答えできませんということでしたので、民生費で災害見舞金の件をちょっとお聞きしたいと思います。

平成19年度の実績といいますか、支給額等は主要事務執行報告書にも出ておりますので、金額の設定はいつごろされたのかということと、見舞金の支給基準、これを詳しくいただけたらなと思います。

まず1点目、お願いします。

No.47 佐々木危機管理課長

灰垣委員の災害見舞金等の支給金額についてのご質問でございます。

現在の本市の災害見舞金、災害弔慰金の支給基準につきましては、高槻市災害見舞金等支給条例に規定されておるところでございます。現在、全焼、全壊、流失が1世帯当たり5万円、半焼、半壊が1世帯当たり2万円、床上浸水が1世帯当たり1万円、治療1か月以上の傷害につきましては1人2万円、死亡、1人10万円でございます。

なお、この条例は昭和44年4月1日に施行されまして、現在の金額につきましては、床上浸水が昭和58年4月1日に改正されておりまして、それ以外につきましては、昭和48年4月1日の改正になっております。

なお、災害見舞金の性格から、今日的な状況を踏まえるとともに、金額の検討は、他市の支給状況等を参考にしてきたところでございますので、よろしく願いいたします。

No.48 灰垣委員

ご答弁ありがとうございます。

茨木市、吹田市、摂津市、島本町をお調べいただいたようですけれども、高槻市は半焼、半損、今申し上げた市から比べると一番低いです。それから傷害も一番低いんですか。島本の場合は枠があるみたいですが。床上浸水に関しましても、多いところで5万円とか。比較して非常に時代にそぐわないのかなという金額になっているような気がしてま

す。昭和44年制定で昭和48年に床上浸水以外は改正をされたと。床上浸水は昭和58年にと。それからでももう25年たってますので、時代の背景から考えると、見直しが必要じゃないかというふうに思ってますので、また一度、ご検討をお願いいたします。

では2点目、お聞きいたします。

生活保護に関してですけれども、全国で昨年は155万人で、111万世帯を超えたと。増加しているということですから、高槻市も69億4,700万円、前年に比べて1億1,000万円増加しているということで、ちょっと改めてということで、高槻市の生活保護の状況をお聞きします。これが1点で、扶助費が増加した理由です。これもお聞きします。今後どのように考え、予測しているかということ。

それから、実は平成18年と平成17年を比較すると、わずかに減っているんです。これの理由をどのように考えていらっしゃるのかをお聞きします。

それから4月1日の当時の新聞でもいろいろ話題になりましたけれども、北海道の滝川市というところで、医療機関などの通院交通費、これが暴力団員に2億円を超える通院交通費が支給されていたということで、厚生労働省が全国調査を行って、原則として管内の医療機関への通院等、その交通費の適正な審査を行うよう通知をしたと。

本来必要な治療を受けるために医療機関に行く費用ですから、受診の抑制がされることのないように、適正な審査をお願いしたいと思いますが、この報道でも、当時の読売新聞ですけれども、30都道府県が、支給打ち切りの受給者が出る可能性があるという回答、事実上の保護費切り下げとの指摘も相次いだということ。

こういう報道があったり、三鷹市では、意見書が提出されています。生活保護の通院移送費のこういった事件を受けて、生活保護の通院移送費、交通費の打ち切り、制限強化をやめ、必要な通院移送費が適切に給付されるよう保障することを求めるという、こういう意見書も提出されています。

高槻市で昨年、そういう不当な支給というか、それがあつたのかということと、今の新聞等、また意見書等に対しての見解をお答えいただきたいと思います。

それと平成19年度に調査が行われた時点での通院交通費の最高額、そして交通費の認定の考え方をお願いいたします。

No.49 近藤福祉事務所参事

灰垣委員の数点のご質問にお答えいたします。

高槻市の生活保護の状況につきましては、平成19年度末で被保護人員4,154人、被保護世帯2,746世帯、保護率11.57パーミルで、保護率につきましては、全国平均は約12パーミル、大阪府平均では約25パーミルという状況であります。

扶助費が増加した理由につきましては、平成19年度末で約0.21パーミル増加しておりますけれども、そういったことが被保護世帯の扶助費に反映しているものと考えており

ます。

また、母子家庭につきましては一定就労支援の効果もありますが、高齢者、傷病世帯の増加に伴い、今後とも扶助費がふえるものと予測をしております。

それと通院移送費の件につきましてのご質問でございますけれども、平成19年度末におきまして、平成20年1月の厚生労働省の通院交通費の調査がございました。月額3万円以上の調査につきまして、高槻市におきましては1件該当し、最高額としまして4万6,390円であります。障害者手帳を所持し、精神疾患と人工透析悪化のため、両疾患の治療を行うことができる茨木市内への医療機関にタクシーを利用して通院しているもので、現在は病状も安定し、約2万円になっております。

それと通院交通費の認定の考え方でございますけれども、通院交通費の認定の考え方につきましては、先ほどの三鷹市の件とか読売新聞の報道もございまして、また厚生労働大臣のほうからの見解も出ておりますけれども、一定の手順に従って、きちんと個別審査を行い、画一的な取り扱いによって不適切な給付決定をしたり、逆に不必要な医療が受けられなくなるようなことのないように、個々具体的に給付決定を行うものであります。

交通費を必要とする場合は、まずは公共交通機関の利用を優先しますが、タクシー等を必要とする場合においては、主治医の意見書、通院の証明、領収書を求めます。通院先は、原則としまして管内の医療機関であります。生活保護受給の医療の確保が必要であるならば、市民生活の均衡を失しない程度に近隣市町村への医療機関の通院も認め、必要な医療の確保を行ってまいりました。

また、不当な移送費の支給に関してのことでございますけれども、平成19年度におきましては、暴力団員と疑われる者からの申請が約6件ございました。申請手続を行った上で、厚生労働省の処理基準に基づき、公文書で高槻警察署を経由し、大阪府警本部に照会を実施しました。その結果、暴力団員に該当したため、申請を却下し、その後も個別においては生活保護の適正実施のために相談業務を行っておりますが、そのうちの1件は大阪府に対して審査請求があり、その後も高槻市としては暴力団活動を行っていた事実関係を把握し、大阪府の裁決で棄却されたという事例もございます。

したがって、生活保護の適用におきましては、厳正に対応してまいりました。

平成17年度と平成18年度の扶助費の決算額の比較においての減ということでございますけれども、確認をいたしましたところ、297万2,408円の減額となっておりますが、その年度の保護率が11.13パーミルから11.34パーミルへ、約0.21パーミルふえている状況でございます。その世帯の人数分が、生活扶助費が本来であれば増額となるわけですが、高槻市は北摂に先駆けてセーフティーネット補助金を活用して、平成17年度に2名の就労支援員を確保し、母子世帯への就労支援に取り組み、就労支援の効果として、約1億円の影響額があったことが大きな要因であると考えております。

以上でございます。

No.51 近藤福祉事務所参事

保護の実施機関としての職員の年齢構成ということのご質問でございますけども、平成19年度末におきましては、ケースワーカーは26名配置しております。20代が10名、生活保護経験年数、平均1年1か月、30代が3名、生活保護経験年数平均1年6か月、40代が1名、生活保護経験年数2年、50代12名、生活保護経験年数平均6年4か月、60代1名、生活保護経験年数16年6か月、そのうち新規採用職員は、平成19年度末で7名在籍しております。日々、苦勞して大変な業務をこなしております。

また、先ほども委員仰せのとおり、生活保護受給者は、不安なく生活が送れるということが一番モットーでございますので、そのためにケースワーカーが相談できるベテランのスーパーバイザーを4名配置し、また月1回の課内研修を行うなどして、生活保護の実施機関としての実施水準の向上に努めてまいりました。

以上でございます。

No.52 灰垣委員

今るるお話をいただきました。

私のほうから人事のことをお話するわけにはいきませんが、例えば一度は窓口業務についた方、そういう経験を踏まえて、こういった現場に入られるとか、そういったことも検討していただけたらいいんじゃないかというふうに私は思いました。これは要望ですけれども、そういうふうなことも考えて、今後の運営に努めていただきたいと思います。

もう1点だけ、ご質問させていただきます。

順番で申しわけないですけれども、130ページの養護老人ホームへの措置ということで、措置人数が、昨年と一昨年と比較すると人数が減ってます。それからちょっと前のページに戻っていただいて、128ページの(4)生活管理指導短期宿泊事業、これは特別会計というふうにお聞きしてますが、これも人数が減っている。これはバリアフリーの工事があったということでもいいのか、お聞きしたいのですけども、それを1点、確認させていただきます。

No.52 灰垣委員

今るるお話をいただきました。

私のほうから人事のことをお話するわけにはいきませんが、例えば一度は窓口業務についた方、そういう経験を踏まえて、こういった現場に入られるとか、そういったことも検討していただけたらいいんじゃないかというふうに私は思いました。これは

要望ですけれども、そういうふうなことも考えて、今後の運営に努めていただきたいと思います。

もう1点だけ、ご質問させていただきます。

順番で申しわけないですけれども、130ページの養護老人ホームへの措置ということで、措置人数が、昨年と一昨年と比較すると人数が減ってます。それからちょっと前のページに戻っていただいて、128ページの(4)生活管理指導短期宿泊事業、これは特別会計というふうにお聞きしてありますが、これも人数が減っている。これはバリアフリーの工事があったということでもいいのか、お聞きしたいのですが、それを1点、確認させてください。

No.53 澤田高齢福祉課長

養護老人ホームにつきましては、昨年度、各居室及び集会室のバリアフリーの工事を、国庫補助を得まして、平成19年9月から半年以上にわたり行いました。養護老人ホームは生活施設でございますので、利用を継続しながらの工事実施となりました。そのため、新たな入所利用者を受け入れなかったため、措置人数が減少したものでございます。

生活管理指導短期宿泊事業の利用者につきましても、同様の理由で減少しているところでございます。

以上でございます。

No.54 灰垣委員

我が党で毎年、敬老の日に慰問させていただいているんです、踊りあり、歌ありということさせていただいて。そのときに、段差があって不便だということもあって、バリアフリーのことも、所長にお話を伺ったりして、昨年そういったことができたということで。昨年は、だから工事のために慰問はなかったんですけど、今年行かせていただいて、改めてバリアフリーになった現場を見させていただきました。

それで、養護老人ホームは自立の方の利用が原則ということで聞いてましたが、平成18年度に介護保険法の改正があって、利用者の身体機能の低下等により、要介護の状況になった場合においても、介護保険サービスを利用しながら生活を継続することができるようになったというふうに理解してますけれども、現在はどのような状況か、お聞かせください。

No.55 澤田高齢福祉課長

法改正によりまして、現在の養護老人ホーム利用者のうち、介護サービスの必要な方に

つきましては、11名の方がおられますが、いずれも個人契約により介護保険サービスを利用されております。

以上でございます。

No.56 灰垣委員

個人契約というのを具体的に教えていただいてもよろしいですか。

No.57 澤田高齢福祉課長

介護保険サービスを利用される際に、入所者が、その施設の中の1室に居住しておられるわけですが、その方が個人で介護事業者と契約される、いわゆるアパートに住んでおられる高齢者の方が、介護事業者と契約するのと同じようなイメージで、養護老人ホームに入所利用されておられる方も、介護保険サービスを利用されているというご説明でいかと思います。

以上です。

No.58 灰垣委員

理解しました。管理は指定管理者ですけれども、市の施設として、それぞれ個別に介護保険のサービスの契約をするということは、ちょっと利便性に欠けるんじゃないかなというふうに思うんですが、事業所もいろんなところと契約をしたり、また利用者にしても、その施設を出て行ってサービスを受けるということもあるんじゃないかと思うんですが、それを1つに施設全体としてまとめるというような、こういった工夫が必要じゃないかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

No.59 澤田高齢福祉課長

今ご指摘の件でございますけれども、現在の個人契約型の利用では、仰せのように介護サービスの提供、いわゆるヘルパーなどのご利用と、養護老人ホームにおきますサービス提供との間の調整が困難ということから、養護老人ホームの方で一括して、生活支援の中に介護保険サービスを組み込んで提供できる位置づけの外部サービス利用型施設への移行に向けて、準備に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

No.60 灰垣委員

準備していただいているということですから、ぜひよろしく願いいたします。

続いて意見だけ、ちょっと述べさせていただこうと思うんですけども、この4月に少子化白書が発表になりまして、人口が2055年、今から47年後には3分の2の8,900万人となり、9,000万人を切るだろうというふうに言われてます。高齢化率も40.1%になるだろうと。今、少子化対策に非常に力を入れなくてはいけないということで国も動いているというふうに私も理解してます。

そういったことを考えたときに、今、国のお話が出たので、国の話もさせてもらいますけれども、社会保障費の高齢福祉に関する給付に関しては70%ほど使用されているというふうに白書にも載ってました。片や、子育て支援関連に関しては4.1%しか支給されてないというような記事があったわけですけども、乳幼児医療費の助成制度にしても、これは地方から発信して全国に広がった制度ですけども、当然年齢も高いにこしたことはございません。総合的に考えていただいて、所得制限もあるということを考えれば、所得制限の撤廃とかいうことも考えながら、そういったことも考えて、さらなる拡大をお願いしたいというふうに思ってます。

それから認定保育制度、これは今年度、また「こんにちは赤ちゃん事業」、これは10月からスタートしていると。子育て不安の相談業務に関して、いろいろ質問がありました。これらも全部総合して、カンガルーの森は他市からの視察も非常に多いというふうに聞いてます。我々も議員団で視察に行かせてもらったときに、職員の方が一生懸命説明をしてくださいました。すごい意欲をお持ちになって、少子化、子育て支援センター、総合支援センターの運営に携わっていらっしゃるのを目の当たりにしたわけですけども、少子化対策の一環として、今後もさらに広めていただきたい、充実をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。